

大蔵委員會議録 第五十号

昭和二十五年四月十二日（水曜日）

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事 岡野 清泰君 理事 北澤 直吉君

理事 小山 長規君 理事 島村 一郎君

理事 前尾 繁三郎君 理事 川島 金次君

理事 内藤 友明君

大内 一郎君 甲木 保君

佐久間 徹君 高間 松吉君

西村 直巳君 三宅 則義君

勝間田 清一君 宮腰 喜助君

竹村 宗良一君 田島 ひで君

中野 四郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

大蔵事務官 佐藤 一郎君

（主計局法課長）

大蔵事務官 大島 寛一君

（理財局長）

委員外の出席者

大蔵事務官 木村 秀弘君

（主計局税関課長） 専門員 椎木 文也君

（部業務課長） 専門員 黒田 久太君

四月十一日

委員佐竹新市君辞任につき、その補欠として中崎敏君が議長の指名で委員に選任された。

四月十二日

委員中崎敏君辞任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

米國対日援助見返資金特別会計からする電氣通信事業特別会計及び国有林野事業特別会計に対する繰入金並びに日本国有鉄道に対する交付金に關する法律案（内閣提出第六五号）

關稅法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六三号）

國家公務員等の旅費に關する法律案（内閣提出第一六八号）

建設委員會、地方行政委員會及び災害地対策特別委員會よりの申入れ事項の取扱ひに關する件、

○川野委員長 これより會議を開きます。

ちよつとお諮りいたします。先般來本委員會において審査中の昭和二十五年度における災害復旧事業費國庫負担の特例に關する法律案について、建設委員會、地方行政委員會及び災害地対策特別委員會とそれ、連合審査會を開會いたしました、その結果それぞれの委員會より、お手元に配付いたしました申入れ事項に對する申入れ事項が、委員長の手元に參つております。この際これらの各委員會の申入れ事項の取扱ひにつき協議いたしたいと存じます。これは委員長、理事に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○川野委員長 御異議がないようです。から、申入れ事項の取扱ひにつきましては委員長及び理事に御一任願ひことといたします。

○川野委員長 それでは關稅法の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。三宅則義君。

○三宅則義君 私はただいま議題となりました關稅法の一部を改正する法律案につきまして、二、三點政府にお伺ひしたいと思ひつてあります。

過日これにちよつと關係したことを伺つたのでありますが、現在におきましては貿易が自主的に行われるわけでございます。これにつきましては相當の許可、もしくは政府自身が貿易に關係せられることと考へておりますが、それに対して多少資料がありましたら、これに對していただければ幸ひと思ひますが、いかがでありますようか。

○木村説明員 それは政府貿易に關する資料であります。

○三宅則義君 民間もしくは政府と、貿易關係はありましようが、これに對してどういふような關稅になつてゐるか承りたいと思ひのであります。

○木村説明員 後刻とりそろえて参りますが、ただ現在数字がどうなつてゐるかといふことを、口頭で御説明申し上げる程度なら……。

○三宅則義君 一應構想を承りました。あとで資料をいただきますれば、たいへん審議上都合がよいと思ひます。

○木村説明員 昨年中、と申しますと一月から十二月までの貿易の実績であります。輸出が千六百九十三億一千

万円、輸入が二千七百四十九億七千二百万円、合計が四千四百四十二億八千二百万円、差引輸入超過額一千五百六十六億二千二百万円という数字になつております。前年に比較いたしますと、輸出が三二・四倍、輸入が四・五倍となつております。なおこのうちエロア、ガリ

オア資金で輸入された額が一千九百三十六億九千七百七十九万円、全体の七割一分になつております。輸出のおもなるものは繊維品でございます。これが七百八十億三千七百七十九万円、全体の四六・一％であります。次が機械類で四百億五千二百万円、これが六・一％、それから陶磁器が六十四億九千九百六十九万円、これが三・八％、玩具が三十六億一千三百

百万円、二・一％となつております。輸入におきましては、食糧品が主でありまして、三百二十七億七千万円、金額にいたしまして一千二百億四千万円、全体の三六・五％を占めております。次が繊維の原料であります。五百六十一億六千七百七十九万円、これが全体の二割五分、それから硬油でございますが、百九十八億八千七百七十九円で七分三厘、その他石炭及びコークス、金屬鉄等となつております。

○三宅則義君 旅行者の携帶品に關します件でございますが、今度この法律によつて六月三十日をもつて廃止せられるものを存続したいといふ御意思であるようでございます。この前に北澤委員から質問があつたかと思ひますが、密輸出もしくは密輸入が行われるといふことを聞いております。こ

れに對して政府は相當取締つておることと思ひますが、その状況をこの際承りたいと思ひます。

○木村説明員 輸出入をされます携帶品につきましては、開港におきましては税關がいわゆる旅具検査と申しまして、携帶品を全部取調べております。羽田のような空港におきましても同様であります。その他不開港におきましては、たとへば朝鮮なり台灣からやつと持つて入るというような者があります。これは税關あるいは海上保安庁あるいは警察において共同で取締つております。大体大きな開港におきましては、携帶して密輸入をやる、あるいは携帶して密輸出をやるという事例は、はなはだ少ございまして、おもなものはやはり不開港における第三國人の密輸入といふものが圧倒的でございます。開港におきましては、ただ沖仲仕あたりが外國貿易船あたりから買出しして輸入するといふのが若干あるのと、外國貿易船の船員が携帶輸入するといふ例が若干あります。

○三宅則義君 密輸入、密輸出につきましては、携帶品でなくて、不開港地に向うの船舶なり、こちらの船舶なりが密輸入、密輸出しておると承つておりますが、これに對しては税關支署その他におきまして相當監視つておると思ひますが、それを漏れて来るものが相當ありましようか。

○木村説明員 かなりあると思ひます。もちろん漏れたものにつきましても、つかんでおりませんのでわかりま

せんが、大体予想をいたしましたしては、密輸入あるいは密輸出される全体の件数の三割から五割程度が検挙されておるのではないかと。これは漠然とした予想でありまして、こういう予想をいたしております。

○三(中)委員 今の御説明によりまして、三割ないし五割といえますから、半分以上は密輸出をされておる、あるいは密輸入をされておる、こういうことになるわけでありまして、これでも得べくんばなるべくそういうことの少いようにしたいと思ひます。何か特別の方法をもつてこれを取締ることができないのではないかと。思ひます。政府といたしましてはどういうお考えでおられますか、この際承りたいと思ひます。

○木村説明員 これは海岸線の長いのが国におきまして、またことに台湾であるとか、あるいは中国、沖縄、朝鮮、樺太というように近接地域が非常にたくさんございまして、特に旧外地等の関係は戦前におきましては経済的に一体をなしておつた。それが終戦後不自然に離れました結果、どうしても貿易をやらなくてはならぬという事情が生じておるわけでありまして、従つてこれを税関なり海上保安庁なり、あるいは警察というような政府機関だけによつて防遏するといふことは、とうてい不可能に近いと考えます。従いまして従来政府の行つておる警備をあわせて、大体二つのことが必要であらうかと思ひます。一つは近接地域との貿易に道をつけてやると申しますか、合法的な貿易の方法を考えてやること、最も大きい密輸防止の方法であらうかと思ひます。そのほかに政府機関

だけでなくて、国民一般の協力を得るということが必要であらうかと思ひます。そのためにはいろいろ機会をとらえまして、密輸に関する啓蒙、宣伝をいたしますと同時に、第三者通報制と申しまして、いわゆる密輸事件に関する情報を提供した者に対しては、一定の報酬を與える。そういうふうな方法によりまして、一般の啓蒙、宣伝をすることが密輸の防止には必要であらうかと思ひます。

○三(中)委員 密輸出、密輸入という事柄は、おそらく夜間に多くやられることであらうと思ひます。裁判所の許可をかりに得ておられて、随時随所にそういうものの臨検もしくは調査をなさるのであるまいか。何かほかに考え方がありませんか。

○木村説明員 これはお説の通り密輸入、密輸出は一般に夜間、ことに夜明けと日暮れに非常に多いのでございまして、それで今度の改正案で夜間の調査権を持つといふことは、最もその事例の多い夜間に対して、裁判所の命令を得て調査をするといふことが、証拠隠滅を防ぐ上から見ても、当然必要となつて来ておりますので、こういう改正案を提案したわけでありま

○三(中)委員 これは夜間にやるといふけれども、広範囲にお考えになつておるのであるまいか。それとも随時随所に裁判所の許可を得てやるというのでありまいか。私どもはこれにある特権を與へまして、いつでも活動できるという線を生かしていただきたいと思います。政府としてどう

いうお考えを持っておられますか。

〔委員長退席、前尾委員長代理着席〕

○木村説明員 一般的に夜間におきまして、臨検、捜索あるいは差押えをするといふことは、現在の司法警察の刑事訴訟法に規定されております権限との関係もございまして、これはなかなか問題であらうかと思ひます。ただ特定の場合におきまして、密輸の事件の調査のために特に必要ある場合には、裁判所の執行命令をもらひまして、慎重な手続によりまして臨検、捜索あるいは差押えをするといふことができるようになれば、まず現在の法制のもとにおいては十分申しますか、相当の進歩だらうというふうに考えております。

○三(中)委員 もう一、二点だけ、しつこいようであります。政府の信念をお伺いしたいと思ひます。政府の信念を私どもは必ずしも犯罪を多くするといふことを奨励するものではございません。しかし法の建前といたしまして、また国家全体から考えまして、あまり密輸入、密輸出といふことは歓迎すべきことではないと考えます。往々にいたしまして政府の方では漏らしが多いのではないかと、こういうことを民間人に言われるのでありまして、すでに相当もうけたかすをやられるといふ傾きがなきにしもあらずと考えますから、こういうような法律を改正される場合におきましては、進取的にむしろ積極的にこれを防止もしくは検挙いたしまして、そういう犯罪の少からんことを期待したいといふのが、国民を代表する者の意見であると私は信

ずるのであります。かような意味合いにおきまして、どうかあまり越権でも困りますけれども、大きな魚を逃がしてしまつてから、あとでこれを縛るといふことのないように、御注意賜わらんことを政府当局に要望したいのであります。これに対するお答えを賜われれば仕合せと思ひます。

○木村説明員 まつたくお説の通りでございまして、今後密輸の、ことに大い事件につきましては事前に防止し、そしてその本拠を突く、できるだけ逃がさないようにするといふような点は、十分税関等を警備いたしましてやつて行きたいと存じます。

○三(中)委員 以上でこれについて質問は一応終わりますが、午後でもよろしゅうございまして、資料をお届け願ひたいと思ひます。

○竹村委員 お尋ねいたしたのであります。現在まで大体密輸の件数等は前に伺つたのですが、大体大きなものでどのくらいあるかという点をお尋ねいたします。

○木村説明員 数字を若干申し上げたいと思ひます。一九四九年度におきまして密輸の総件数が千七百七十四件、そのうち密輸入が千四百六十七件で、密輸出が三百七件になつております。それから犯罪者でございまして、一九四八年におきましては朝鮮人が千五百七十三人、日本人が千三百八十五人、台湾人が百四十一人、沖縄人が八十八人、奄美大島の人九十五人、中国人が十四人、その他十人、合計三千三百六十八人、一九四九年におきましては、朝鮮人が千三百二十八人、日本人が二千八百三十二人、以下大体の傾向は四十八年と同じでございまして、それから密輸物件

の価額を申し上げますと、一九四八年におきましては、密輸出が一億三百万円、密輸入が四千七百万円、四十九年におきましては、密輸出が一億四千四百万円、密輸入が三億四千六百万円で、いずれも驚異的にふえております。

○竹村委員 その点でも一言お伺いしたいのですが、和歌山の天徳密輸事件の詳細は、もう新聞にも出ておる中で、大体内容をお調べになつたと思ひますが、その点について、できるだけ詳細に御説明を願ひたいと思ひます。

○木村説明員 実は和歌山の事件につきましては、まだ詳細な報告が税関の方から届いておりません。現在八軍と税関が協力をしてやつております。ただ口頭あるいは電話の報告で聞きまして、どこでは、何か地元の有識者と結びついた事件でありまして、前々から問題になつておつた人ださうであります。現在事件はまだ調査中でありまして、残念ながら詳細な報告を受けておりません。

○竹村委員 これは大部前に起つておる事件であつて、詳細がわからぬと實われればそれまででございまして、けれども、その密輸事件で和歌山県の水産課長が大体船の証明なんかを出しておる。われわれの知つた範囲ではそういうことになつておるが、そういう事実もそれではまだ調査されておられません。

○木村説明員 残念ながらまだ報告が来ておりませんので、全然わかつておりません。

○竹村委員 そうすると、こういう密輸事件は大体何箇月ぐらいしなけれは、ほんとうのことはわからぬのです

か。あなたの方は大体本家本元だと思
います、どのくらいかかるのです
か。

○本村説明員 われ／＼の方で報告を
受けますのは、大体におきまして調査
が終了いたしました、これを告発する
段階になりますと、告発書の寫しがこ
ちらへ参ります。それから通告処分
に付します場合には、通告の令状を出し
ましたときにこちらへ報告が参りま
す。調査中の事件につきましては報告
を受けておりません。

○竹村委員 そうすると大体あなたの
方は取締つておられるので、先ほど報
告された全国的なこの統計から考
えまして、その点についてのいろいろ
な密輸に対する経路あるいはその他
の点は、よく詳細に知つておられると
思うので、これをお聞きするのでござ
いますけれども、大体天徳事件の表面
的に現われておるのは、二十四年度の
初めからさうの砂糖を入れた。それ
も一回や二回でなくして、船を五、六
も六回も仕立てて流球と取引してい
た。それがあつた。しかも二十四年
度の初めのときは、大体向うでは日
本円が通用しておつた。それでさう
と一斤日本円で三十四ないし四十円
くらいで買えたので、それを持つて
おつた。ところが二十四年度の四月
頃から流球銀行が開設されて、そうし
て円の取引がだめになつたので、砂
糖を持つて帰るために、たとえばふかの
ひれ、これは大体一回行くのにトラッ
クに三台くらい積む。それから丸のこ
とか帯のことか、あるいは自転車、ミ
シン等を積んで行つて、さうして帰
りには砂糖を入れて帰つて、しかもその
船の中には水産課長が何かに証明をも

らつて航海するの、これは虫下しの
何とかいう草だ、こういうものを積む
のだというので、証明をもらつて、そ
の船を仕立てて行く。それが新聞の報
ずるところを見れば何回となしにやつ
ておる。こういうようなことが今まで
どうしてわからなかつたか。わからな
かつたといへばそれまででありますけ
れども、先ほど三宅委員からも質問が
ありましたように、結局こういう大が
かりな密輸が何回も、それが一回じ
やなしに、何回となく繰返して和歌山
で行われておる。しかも天徳商會とか
何とかというところによつて、それが
やられておる。どういふわけであら
なかつたか。またさういふような密輸
が公然と公然とは考えられないけれ
ども、公然のような感じがする。何回
もやつておるの、どういふところに欠
陥があつて、さういふことが早期に発
見されなかつたか。その点をひとつお
聞かせ願ひたいと思ひます。

○本村説明員 今の御質問は非常にお
答えがむずかしいのですが、大体地方
に参りますと、私だけの感じでありま
すが、地方は自然取締り機関も手薄に
なつております。さういふ関係も一つ
にはあろうかと思ひます。それから
今お話の水産課長や何かの証明書を持
つて行つたというお話であります、
現在の外国との貿易につきましては、
さういふ水産課長なり果知事なり何か
知りませんが、さういふ人たちの証明
書があれば貿易をしていいという仕組
みになつておられます。しかし地方で
はどういふことによつて、正規の貿易
が行われるかというやうな手続の詳細
について、多くの人は知つておらない
というやうな点も、一つの理由であら

うかと思ひます。それからまた和歌山
の天徳事件につきましては、口頭で説
明を受けたのによつて、何か地元
の有力者が関係をしておるといふや
うなことも聞いておりました、さうい
う関係も幾分はあるのじやないかと想像
いたしておりました。そのほかに密輸の
さういふ船を何隻も持つて、常時計画
的に密輸を行つておるものが非常にわ
かりにくいというものは、一つは彼らの
方法が非常に巧妙でありまして、さう
いふ常習者になればなるほど、密輸の
方法は巧妙でありまして、たとへば一
例を申し上げますと、最近よく行われ
ております中継ぎ貿易というのがござ
います。これはたとえば瀬戸内海なら
瀬戸内海の無人島に、一時本船から荷
物を揚げまして、さうしてそこへ日本
の漁船なり、あるいははしけというよ
うなものを持つて行つて積みとつて来
る。さうしますといふかにも国内相互間
の輸送であるといふやうなごまかしが
きくわけでありまして、それから先ほど
お話が出ましたように、夜間において
暗夜に乗じて行われるといふやうな点
もございます。さういふやうに非常に
手段が巧妙になつておりました、その
ために発見がむずかしい。また一つに
は一般の人の密輸に対する認識と申し
ます、さういふものを十分に持つて
いないといふやうな、さういふ事情が
ありまして、発見が非常にむずかし
い。従つて先ほど申し上げましたよう
に、これはわれ／＼の想像でありま
すけれども、密輸で検査されておるもの
は、おそらくは実際に行われておるもの
の三分の一か、あるいは半分にはな
つておらないのじやないかといふやう
に、想像いたしておるわけでありま

○竹村委員 実はこの問題について詳
細にお知りにならぬといふものを、重
ねて聞くのはどうかと思ひますが、私
のふしぎとするところは、事実私は特
別なものでお聞きするわけじやないわ
けです。これは朝日新聞に出ておるの
です。

お聞かせ願ひたい。
○本村説明員 これは最初から密輸事
件であるといふことがはつきりいたし
ております事件で、ことに規模の大き
いものは、四十八時間以内になれ／＼
が速報を受取つておるわけでありま
す。しかしながら今回の和歌山の事件
のように、たゞ／＼新聞が大きく取上
げておりますけれども、それが密輸事
件としての、何と申しますか、密輸事
件として、はつきり成立しておるとい
ふやうに、現在のところではそこまで
固まつておらないのであります。た
ま新聞が大きく取上げましたもので
すから、従つてさういふやうな御議論
もあるかもしれないと思ひますけれ
ども、しかし全国的に見まして、それ
以上の事件は非常に多いのでありま
す、ただわれ／＼想像いたしておりま
すところでは、現在の関税法違反の事
件として成立することがまだ確定にな
つていない。従ひまして、こちらの方
へ報告がないのだからと想像いたして
おります。

○竹村委員 ほん判決が確定するま
では、どんな事件でありまして、こ
れは疑いを持つ事件でありまして、判
決確定後じやないと、確定事件である
と言えないことははつきりしておる。
しかし少くも許可なしに、税金を拂
わぬで十三往復も、十四往復も、船の四
隻、五隻といふやうなものを運んで往
復しておつて、しかもそれがそのまま
砂糖がやみに乗じて天徳の本宅、ある
いは商會の倉庫にどん／＼トラッ
クで運ばれておる。それに税金がかけてな
い。問題は判決確定するまでは、今あ
なたのおつしやつたやうなことでは
ないわけですが、しかし実際問題と

少くともこれは三月十九日の朝日新聞
に出ておるのでお尋ねしておるの
です。あなたの方ではまだ知らぬとお
つしやいますけれども、わらん公式の立
場で説明することはできないでしやう
けれども、新聞なんか見ますと、大体
先ほど申し上げましたやうな例、たと
えば琉球へ十三往復しておるとか、そ
ういふことが公然と書かれておるとき
に、しかも四月の一箇月半もたつて
なお取締りのといふよりは、むしろそ
ういふものをお出しになるものと、実
はまだ報告を受けておりませんでし
た、知りませんといふだけでは、私
は今後法律をこしらへるにしても、い
かにこれは死刑にするという法律をこ
しらへても、さういふ大がかりなも
のが一箇月半もたつて、まだあなた
の方に詳細がわからないという機構で
は、これは実際法律を幾つこしらへま
しても、その実を上げることができな
い。さういふ意味でお尋ねしておるわ
けであります。それから実際はさう
いふやうにしたならば、早くさうい
う点をつかんで、情報をつかんで、そ
れにどういふやうにして対処する方針
を持つておるか。さういふ改革をし
たらそれに対処できるか。さういふ
点をつかんで、さういふ点をひ
とつてさういふやうに考えておられ

してそういうような場合は、一応あなたの方で單に向うから報告を待つていゝるのじやなしに、これに對処するに――もちろんあなたのおつしやつておられるように、地元の有力者がかわつておつたから、大体発見が遅れておるのだらうと言われておつたように、そういうものであればあるほど世間では疑惑を持つ。たとえは政界なんかにつながらないかという疑惑が世間ではあるわけです。そういう点についてはもちろん判決確定するまで、二年たつたか三年たつたかわからない。それを悠長に待つておつて処理するということは、私はどうかと思うのですが、そういう点についてはどうお考えになりますか。

○本村説明員 だいたい私がわからないと申し上げたのは、その報告が参つておらないということでありまして、その事件について調査をし、調査を進めて、処分を進めて行くということ、現地の税関で極力やつておるはずであります。なおこの事件につきましては、後ほど特に報告を受けてみようかと思つております。

○竹村委員 それではこの天徳事件の問題につきましては、ひとつ詳細がわかりましたら、この法案の關係いかんにかかわらず、本委員会の方へ報告していただきたいと思うのですが、後日詳細がわかつたら委員会の方へ報告していただくということに、委員長からおとりはかりをお願いしたいと思います。

○川野委員 承知いたしました。適当な機会に報告をさせます。

○竹村委員 それからもう一つお伺いしたい。これは大阪の税関内に

起つた問題だと聞いておるのでございすが、詳細は省きますけれども、大阪の税関内においていろ／＼少し問題があつたと思つてゐる。それはどういふ問題であつて、それは事実無根であつたかどうか、お聞かせ願ひたいと思つてゐる。これは大阪税関内における不正事件だということになつておるのですが、これは真相がわかりませんか、とつ……。

○本村説明員 これは相当デマが多いのでありまして、實際の問題といたしましては、警務の船用品積込みの許可というのを税関でやつております。これは普通の輸出手続によらないで、船の中で使う品物につきましては特別に簡単な手続をもちまして、税関で許可をしておるわけでありまして、その許可の側面におつておるのですが、監視部の警務課というところでありまして、日にちをちよつと失念したたが、その船用品の積込み許可の場合に、その数量が超過したとおつたという事件がありまして、それを現場の乗船官吏が見て、そしてこれは多いじやないかということを詰問したわけでありまして、かしななからすでに業者は船用品の積込み許可をもちつておつたという事実でありまして、その間に一職員が介入したとして、それを通してあげるようにということをや乗船官吏に依頼をしておるのであります。これが非常におかしいわけでありはすけれども、許可をしたものはその後徹底的に調べましたけれども、別にお金をもちつて許可をしたとか、あるいはそのほか變態にあずかつて許可をしたとかいふ事実は出て参つておりません。ただその中間に入つてあつせんをしたという人

間がありまして、これがはたしてお金をもちつたかどうかというところは別にいたしました。穩當でありませんのので処分しております。なおそのほか税関内におきまして、かなりわれ／＼の聞かるところでは政治活動があるらしく、そのために両方の側からあげ足とりのようなことをやつた事例がありまして、かなりないことが一般に流布されておる。われ／＼の調査の結果はそういうふうになつております。

○竹村委員 そういたしますと、もちろんそれはいろ／＼という動きをさせようとする、問題は問題ができて、それを調査する。あるいはまたそういう不正がどの側からであらうと、不正があるかという問題になつた場合に、不正があるかないかということについてはいろ／＼調査されると思つてございしますが、そういう形でおやりになるのですか。

○本村説明員 これは現地の方から人々を呼びまして、そうして一々の問題になつた点、ことに一般にパンフレットみたいなものを出されたので、その点について一々釈明を求めております。なお苦しいおかしなものにつきましては、そのおかしな点を十分に突つ込みまして、そうして一応の心証を得たつもりであります。

○竹村委員 そういたしますと、そういうような従来の例で、そういういろ／＼なデマその他のものでお調べになつて、真実であつたとするような不正事件はございせんですか。

○本村説明員 だいたい申し上げました旅具の船用品の積込みについて、あつせん依頼をしたというのが一件、これは確実に事件として出ております。

そのほかにいろ／＼なことが言われておりますけれども、これは絶対にないといつても、確信いたしております。

○竹村委員 その他この密輸事件についていろ／＼お聞きしておりますときりがないので、今までわかつておりました密輸事件のうちで一番大きなやつはどの事件であつたか。ひとつ最近のやつでいいですか。

○本村説明員 私も記憶はあまりいい方ではありませんので、現在残つております最近の事件で最も大きかつた事件といたしましては、昨年名古屋で起きた事件であります。これはタクサン号というイギリスの船であります。これに乗つておる中国人の船員が、薬品、おもにストロブトマイシンとかベニシリン、それからサツカリンというようなものをカバンに詰め込んで、それを海中に相当数量投棄したしております。これをこしらへて出て行つた者が拾ひ上げて密輸をやつたというものが、相当大きな事件であります。そのほかには、これは横浜で起りましたハイリユウ号という中国船がやはり薬品を持つて参つております。そのほかは大体似たり寄つたりの規模であります。特に大きいところでは今の二件ぐらいが記憶に残つております。

○竹村委員 こういう外国人の密輸が発覚した場合に、これはやはりあなたの方で單獨に一切を処理されるということになつておりますか。その点もひとつ……。

○本村説明員 これは遺憾ながら御存じのように通合国人に對しましては裁判権もありませぬし、調査権もありませぬので、従ひましてはつきり中国の国籍を持つております者は、軍事裁判

所へかかるわけでありまして、それでわれわれの方は調査権も持つておられますけれども、大体におきましては現地のCIDあるいはM.P.と共同調査をいたしまして、事件の調査が終りますと、軍事裁判所へ引継いでおります。

○川野委員 ほかには御質疑はありますか。――なければ本案に対する質疑を終了するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○川野委員 御異議がないようですから、本案に対する質疑は打ち切ります。

○川野委員 次は米國對日援助見返資金特別會計からする電氣通信事業特別會計及び国有林野事業特別會計に対する繰入金並びに日本國有鉄道に対する交付金に關する法律案を議題として、質疑を続行いたします。竹村君。

○竹村委員 見返り資金のことにつきましては、對日援助費で從來まで送られてきた物資の明細書と、その物資による売上げ金の詳細の資料を私は前から要求しておいたのですが、それがまだ出て来てないので、それを至急出していただきたいと思います。

○大島政府委員 だいたいお話を資料につきましては、通商省所管のものでありますので、私からお所管の者に伝えておきます。

○藤岡田委員 やはり同様に資料の問題でお尋ねしたいのであります。また政府は途中だというところも聞いておりますが、見返り勘定の今年の計画、特に民間を含めた計画をほしいと思ひます。それから現在折衝中であれば、折衝中のものも一つほしいと思ひます。それからもう一つは、

この法案にも直接関係のある問題であります。鉄道の方はいわゆる建設勘定の中で、損益勘定から金が入つて来ておる面が相当あるわけですから、損益勘定の方の資料もあわせて出していただきたいと思います。

○大島政府委員 昭和二十五年年度におきまして見返り資金の運用の計画につきましては、先般国会を通過成立いたしました見返り資金特別会計の予算にございまして、債務償還五百億、公企業に対する支出四百億、私企業に対する支出四百億、その他二百八十一億というものがあつたわけでありまして、その具体的な内訳につきましては、公企業といたしましては、電気通信特別会計に對しまして二百二十億、国有鉄道に對しまして四十億、国有林野事業特別会計に對しまして三十億を予定いたしております。ほか住宅金融公庫に對しまして百億、その他公共事業に對しまして、百十億を予定いたしております。私企業に對する四百億の予算でございますが、その配分につきましては、目下安定本部を中心としていたしまして、具体的な計画案を練つておる段階でございます。国有鉄道の損益勘定等に關する資料につきましては、国有鉄道の予算に種々の計数をもつて計上されておるわけでございます。なおその要旨をとりまとめまして、資料としてお配りするようになつたと思ひます。

○勝間田委員 その程度の問題ではなくて、アメリカの対日援助資金というものの相当の変更があるようでありまして、それからあなたも御案内の通り、前年度の見返り勘定の繰越し勘定も若干進んで来ておる。それからこの前の予算案の出た当時の見返り勘定

の資金計画は、私は若干変更になるような気がするのです。その点がどうなつておるかということ、それから今のお話の中でおられる民間産業に對する計画もかわつて来るじやないだろうか。これもはつきりさせていたいただきたいと思ふ。

○大島政府委員 二十五年年度の日本における対日援助見返り資金の予算といたしましては、たゞいま御質問の中で御指摘になりましたような繰越しが、当初予定しましたものよりも数十億減つて来ておるといふ問題と、それから米

國に對してこの七月から始まります會計年度の対日援助予算が、まだあちらの議會において審議中であるというやうな事情はありますけれども、二十四年度から繰越しが減りました事情は、要するに援助物資の入り方が予定より少かつたといふやうな点がおもなる理由でございます。その分はまた二十五年度においてふえて入つて来る見込みもございまして、アメリカの國會において審議されております現在の対日援助予算の進行の段階においては、二十五年度の見返り資金の予算は変化しないものと考えております。

○勝間田委員 もう一つお尋ねしておきますが、そのために補正予算をやる必要はないかどうか。

○大島政府委員 現状においては補正予算をやる必要はないと考えております。なお先ほどの御質問で一つお答えを落しましたが、私企業投資四百億等においても、そのやうな意味において目下全然これにかへる必要はないと考えております。

○川野委員 ほかにも御質問ございせんか。——なければ午前はこの程度

にいたしました。午後一時から再開することにいたします。

午前十一時四十分休憩

午後一時五十分再開

○川野委員 休憩前に引続き會議を開きます。

まず午前中質疑を打ち切りました。閣議の一部を改正する法律案を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党を代表しまして本案に賛成の意を表するものであります。

ごく最近海外に旅行する者、また第三國人の入國する者が多くなつて参りました。携帯品に對する嚴重な監査は當然であります。従つて日本の現在の經濟状態から考へる場合にも、その携帯品に對して嚴重なる監視をすること、これが當然でありますので、この点を改正するものとして私は賛成を表するものであります。

また關稅の担保として従來金錢のみ担保にしておつた。ずつと昔からこの問題についてはいろいろ議論がありまして、國債なんかの担保を受入れるといふことは當然であつたのであります。ところが、よくよくこの事項を改正しようとして國債も担保になし得るといふことになつたことは、今日の金融難の折柄當然こう改正すべきものであると考へるもので、現在のこの改正はおそきに失するやうな感があるものであります。従つてこの点に對しても賛成をするものであります。

また第三点について、犯罪事件の調査処分及び罰則上改正せんとすること、も當然であります。この犯罪は密

輸入、密輸出を罰するということになつておるのであります。これも通常刑法では密輸入、密輸出を罰するといふことは、原則ではなく例外的場合に属するのであります。今日の國家經濟状態を考へる場合に、この密輸入、密輸出を罰することは當然だと考へまして、私は本案に對してこの三點の意味より賛意を表するものであります。

以上をもつて私の討論を終ります。

○川野委員 竹村奈良一君。

○竹村委員 私はたゞいま議題になりました關稅法の一部を改正する法律案に對しまして、日本共産黨を代表いたしまして遺憾ながら反對するものであります。

本案の趣旨につきましては一々反對すべき点はないのであります。しかしこれが施行となりましてから、實際上におきますところの点から考へまして、非常にわれ／＼は遺憾とするところが多々あるものであります。御承知の通り最近行われておりますところの密輸入事件の最も大きな部分、そのうち点におきますところの取締りあるいはその後におけるところの処置については、相當委員會においていろいろ質問いたしましたところが、十分なる方法をもつてこれに對処されておらない。しかも小さい密輸入あるいはさういふものには對しては、さういふ取締りを加へられておらずに、それが看過されておるやうな現状であります。しかも今日こゝういふやうな法案を施行したところで、われ／＼は遺憾ながら現在の状態におきましては、日本政府においてもどうすることもできない部分が、この密輸入の面に大半包含され

ておる現状におきまして、いたゞらに取締り法案だけを強行いたしましたとしても、それは実効において何にもならぬ結果になるという観点から、本法案に對しましては反對するものであります。

○川野委員 三宅則義君。

○三宅委員 私は自由黨を代表しまして、たゞいま議題となりました關稅法の一部を改正する法律案に對しまして、賛成の討論をいたしたいと思ふものであります。

本案に對しましては今回の改正によりまして、輸出入に關するところの旅客の携帯品並びにそれらに對します検査を施行しようとするものであります。これは當然であります。なお今後につきましても貿易の活発なる発達を期待いたしますとともに、こゝういふやうな取締りは當然であることを感じまして、もちろん賛成をいたすものであります。

次に密輸入のことにつきましては、本日政府當局よりしば／＼その内容を承つたのであります。現段階におきましては十分これを警戒いたし、またこれに對しまして査察を行ひまして、幾分でもさうしたやうな密輸入、輸入の減少せんことを期待いたしたいと思ふのでございまして、これに對しましては夜間でも往々これを査察いたしまして、検査することができるといふやうに改正になるわけでございます。こゝういふやうな大幅の改正をいたしまして、現今の貿易状態を幾分でも打開いたしまして、今後の發展を期したいという事柄は、まことに當然なる改正案であると思ひまして、本法案に賛成の意を表する次第でございます。

○川野委員長 討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を願います。

(賛成者起立)

○川野委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○川野委員長 次に昨十一日本委員会に付託されました国家公務員等の旅費に関する法律案を議題として、政府の説明を求めます。水田政務次官。

国家公務員等の旅費に関する法律案
国家公務員等の旅費に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一條-第十五條)
- 第二章 内国旅行の旅費(第十六條-第三十條)
- 第三章 外国旅行の旅費(第三十一條-第四十五條)
- 第四章 雑則(第四十六條-第四十八條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、公務のため旅行する国家公務員等に対し支給する旅費に関する諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、国費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 国が国家公務員(以下「職員」という。)及び職員以外の者に対し支給する旅費並びに法令による公団、国民金融公庫、住宅金融公庫、連合国軍人等住宅公社及び商船管理委員会がその職員に対し支給する

る旅費に関しては、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律の定めるところによる。
(用語の意義)

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 各庁の長、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長、人事院総裁、法令による公団の総裁又は理事長、国民金融公庫及び住宅金融公庫の総裁、連合国軍人等住宅公社理事長並びに商船管理委員会理事長をいう。

二 内国旅行 本邦(本州、北海道、四国、九州及び大蔵省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。)における旅行をいう。

三 外国旅行 本邦と外国本邦以外の領域(公海を含む。)をいう。以下同じ。との間における旅行及び外国における旅行をいう。

四 出張 職員が公務のため一時その在勤官署(常時勤務する在勤官署のない職員については、その住所又は居所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

五 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移動のため住所若しくは居所から在勤官署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移動のため旧在勤官署から新在勤官署に旅行することをいう。

六 帰任 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

七 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

八 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この法律において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六條第二項第一号に規定する一般俸給表による当該級の職務及び一般俸給表の適用を受けない者について各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この法律において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域(都については、特別区の存する全地域)をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。

第三條 職員が出張し、又は赴任した場合においては、当該職員に対し、旅費を支給する。
2 職員、その配偶者又はその遺族が左の各号の一に該当する場合に、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職(罷免を含む。)、失職又は休職(以下「退職等」という。)となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)(以下、当該職員
二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合に、当該職員の遺族
三 勤続二年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰任したときは、当該遺族
四 職員が、外国の在勤地において退職となり、一定の期間内に本邦に帰任し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合(当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。)(以下、当該職員
五 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合においては、当該職員の遺族
六 職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族(配偶者及び子に限る。)(がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰任したときは、当該遺族
七 外国に在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十八條第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合に、当該職員
3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第三十八條第二号から第五号まで若しくは第八十二條各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由に因り退職等となつた場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
4 職員に採用を予定されている者が呼出に応じ出頭した場合においては、その者に、旅費を支給する。
5 職員又は職員以外の者が、国の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参事人、通訳等として旅行した場合においては、その者に、旅費を支給する。
6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定に該当する場合を除く外、他の法律に特別の定めがある場合その他国費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
7 第一項、第二項及び第四項から前項までの規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本條において同じ。)(が、その出発前に第四條第三項の規定により旅行

命令等を及り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で大蔵省令で定めるものを旅費として支給することができ

下同じ。する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合においては、自ら又は第五條第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができ

3 旅行者が、前二項の規定による旅行命令等の変更を申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかつた場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従つた限度の旅行に対するのみ

11 扶養親族の移動は、赴任に伴う扶養親族の移動について、支給する旅費は、外国への出張又は赴任について、定額により支給する

3 第三條第二項第一号から第四号まで及び第六号の規定に該当する場合においては、旅費計算上の旅行日数は、第一項但書及び前項の規定により計算した日数による

8 第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故に因り概算拂を受けた旅費額(概算拂を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合においては、その喪失した旅費額の範囲内で大蔵省令で定める金額を旅費として支給することができる

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令書又は旅行依頼書(以下「旅行命令書等」という。)を交付してこれをしなければならぬ。但し、旅行命令書等を交付するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができ

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に依り旅客運賃等により支給する

14 国内旅行については、第一項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる

第九條 旅行者が同一地域(第二條第三項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数三十日をこえる場合にはその日数について定額の二割、滞在日数六十日をこえる場合にはその日数について定額の三割に相当する額をそれぞれ定額から減じた額による

第四條 左の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、各庁の長又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない

6 旅行命令書等の記載事項及び様式は、大蔵省令で定める

4 航空賃は、航空旅行について、路程に依り旅客運賃により支給する

第七條 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する

第十條 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的の地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的の地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的の地に至る旅費を支給する

2 前條第四項又は第五項の規定に該当する旅行 旅行依頼 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするがいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならぬ

7 宿泊料は、旅行中の夜数に依り一日当りの定額により支給する

第八條 旅費計算上の旅行日数は、第三項の規定に該当する場合を除く外、旅行のために現に要した日数による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り要した日数を除く外、鉄道旅行にあつては四百キロメートル、水路旅行にあつては二百キロメートル、陸路旅行にあつては五十キロメートルについて一日の割合をもつて通算した日数をこえることができない

第十一條 一日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。)以

9 移動料は、赴任に伴う家財の移動について、路程に依り一定距離当りの定額により支給する

10 前後手当は、赴任について、定額により支給する

2 前項但書の規定により通算した日数に一日未満の端数を生じたとき

第十二條 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃

(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第十三條 旅費(概算拂に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求者に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支拂をする者(以下「支出官等」という。)に提出しなければならない。此の場合において、必要な添附書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかになつた部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出官等は、前項の規定による精算の結果過拂金があつた場合には、所定の期間内に、当該過拂金を返納させなければならない。

4 支出官等は、その支出し、又は支拂つた概算拂に係る旅費の支給を受けた旅行者が第二項に規定する期間内に旅費の精算をしなかつた場合又は前項に規定する期間内に過拂金を返納しなかつた場合には、当該支出官等がその後において

てその者に對し支出し、又は支拂う給與旅費の額から当該概算拂に係る旅費額又は当該過拂金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第一項に規定する請求書及び必要な添附書類の種類、記載事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給與の種類は、大蔵省令で定める。

(採用予定者の旅費)

第十四條 第三條第四項の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じて計算した新職務相当の旅費とする。

(証人等の旅費)

第十五條 第三條第五項又は第六項により支給する旅費は、他の法律に特別の定めがある場合を除く外、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める旅費とする。

第二章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第十六條 鉄道賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(以下本條において「運賃」という。)及び急行料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

一 運賃の等級を三階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給與に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一條第四号から第十五号までに掲げる職員(以下「内閣総理大臣等」という。)

並びに十一級以上の職務にある者については、一等の運賃

ロ 十級以下四級以上の職務にある者については、二等の運賃

ハ 三級以下の職務にある者については、三等の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務にある者については、上級の運賃

ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

四 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前三号に規定する運賃の外、左に規定する急行料金

イ 第一号又は第二号の規定に該当する線路による旅行の場合には、この各号の規定による運賃の等級と同一等級の急行料金

ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

前項第四号に規定する急行料金は、左の各号の一に該当する限り、支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道五百メートル以上のもの

二 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道百キロメートル以上のもの

(船賃)

第十七條 船賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本條において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び八級以上の職務にある者については、上級の運賃

ロ 七級以下四級以上の職務にある者については、二等の運賃

ハ 三級以下の職務にある者については、三等の運賃

二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、左に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等及び四級以上の職務にある者については、上級の運賃

ロ 三級以下の職務にある者については、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

四 公務上の必要に因り別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支拂つた寝台料金

前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第十八條 航空賃の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

(車賃)

第十九條 車賃の額は、別表第一の定額による。但し、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。但し、第十二條の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(日当)

第二十條 日当の額は、別表第一の定額による。

2 鉄道百キロメートル未満、水路五十キロメートル未満又は陸路二十五キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊した場合を除く外、前項の規定にかかわらず、同項の定額の二分の一に相当する額による。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道四キロメートル、水路二キロメートルをもつてそれぞれ陸路二キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

(宿泊料)

第二十一條 宿泊料の額は、宿泊先

の区分に於いた別表第一の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第二十二條 食卓料の額は、別表第一の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第二十三條 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合に、旧在勤地から新在勤地までの路程に於いた別表第一の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合に、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができ、前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号

の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第二十四條 着後手当の額は、別表第一の日当定額の五分及び新在勤地の存する地域の区分に於いた宿泊料定額の五夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第二十五條 扶養親族移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、左の各号に規定する額の合計額、イ 十二歳以上の者について

は、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額

ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額

ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額

二 前号の規定に該当する場合を

除く外、第二十三條第一項第一号又は第三号の規定に該当する場合に、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。但し、前号の規定により支給することができない額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができ、前号に規定する額の合計額)をこえることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子をその赴任の後移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第二十六條 第六條第十四項の規定により支給する日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に依り、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第二十七條 在勤地内における旅行については、左の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費及び当該旅費を基準とする日額旅費に限り、支給する。

一 旅行が行程八キロメートル以上又は引き続き五時間以上にわたる場合には、別表第一の日当定額の二分の一以内において大蔵省令で定める基準に従い、各庁の長が定める額の日当

二 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り宿泊する場合に、別表第一の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料

三 第二十八條第一項各号の一に該当する場合に、当該各号に規定する額の鉄道賃、船賃、車賃又は移転料

(在勤地以外の一地域内旅行の旅費)

第二十八條 在勤地以外の一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。但し、左の各号の一に該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

一 鉄道百キロメートル、水路五十キロメートル又は陸路二十五キロメートル以上の旅行の場合に、第十六條、第十七條又は第十九條の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

二 前号の規定に該当する場合を除く外、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り特に多額の船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の二分の一に相当する額をこえる部分の金額に相当する額の船賃又は車賃

三 赴任を命ぜられた職員が、職員のための国設宿舎に居住し、又はこれを明け渡すことを命ぜられた場合には、別表第一の鉄道百キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額の範囲内の実費額の移転料

2 第二十九條第三項の規定は、前項第一号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第二十九條 等三條第二項第一号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に退職等となつた場合には、左に規定する旅費

イ 退職等となつた日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日(以下「退職等を知つた日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

ロ 退職等を知つた日の翌日から三月以内に出發して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三條第二項第一号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第一号の規定に準じて計算した旅費の外、第

九

四十四條第一項第三号又は第四号及び第五号並びに第二項の規定に準じて計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

第三十條 第三條第二項第二号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 職員が出張中に死亡した場合
には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

二 職員が赴任中に死亡した場合
には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第三條第二項第二号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなし前項第一号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前二項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第二條第一項第八号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 第三條第二項第三号の規定により支給する旅費は、第二十五條第一項第一号の規定に準じて計算した居住地从り居住地(外国に居住する場合)には、本邦における外国への出張地までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第三章 外国旅行の旅費
(本邦通過の場合の旅費)

第三十一條 外国旅行中本邦を通過する場合に、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。但し、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第二十五條第一項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出張地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

(鉄道賃)
第三十二條 鉄道賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(以下本條において「運賃」という)、急行料金及び寝台料金(これらのものに對する通行税を含む)による。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃

二 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

三 内閣總理大臣等又は十一級以上の職務にある者が公務上の必要に因り特別の座席の設備を利用した場合には、前二号に規定する運賃の外、その座席のため

に現に支拂つた運賃
四 公務上の必要に因り別に急行料金又は寝台料金を必要とした

場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支拂つた急行料金又は寝台料金

(船賃)
第三十三條 船賃の額は、左の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本條において「運賃」という)及び寝台料金(これらのものに對する通行税を含む)による。

一 運賃の等級を二以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃(最上級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、その階級内の最上級の運賃)

二 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

三 内閣總理大臣等又は十一級以上の職務にある者が公務上の必要に因りあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合に、前二号に規定する運賃の外、その船室のために支拂つた運賃

四 公務上の必要に因り別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外、現に支拂つた寝台料金

(航空賃及び車賃)
第三十四條 航空賃の額は、現に支拂つた旅客運賃による。

2 車賃の額は、実費額による。
(日当、宿泊料及び食卓料)
第三十五條 日当及び宿泊料の額は、旅行先の区分に應じた別表第二の定額による。

2 食卓料の額は、別表第二の定額による。

3 第二十二條第二項及び第三項、第二十一條第二項並びに第二十二條第二項の規定は、外国旅行の場合の日当、宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)
第三十六條 移転料の額は、左の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合に、旧在勤地から新在勤地までの路程に應じた別表第二の定額による額

二 赴任の際扶養親族を随伴しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額

三 赴任の際扶養親族を随伴しないが第三十八條第一項第二号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合には、前号に規定する額に相当する額

2 第二十三條第二項の規定は、外国旅行の場合の移転料について準用する。

(養後手当)
第三十七條 養後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に應じた別表第二の日当定額の七分及び宿泊料定額の七夜分に相当する額による。

2 外国に在勤中各庁の長の許可を受け、同一在勤地について一回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

三 本邦から外国に赴任後各庁の長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に一回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、左の各号に規定する額の合計額による。

一 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料、養後手当及び支度料の三分の二に相当する額

二 二十二歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び養後手当の三分の二に相当する額

三 十二歳未満の子については、前号に規定する額の二分の一に相当する額

3 第一項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地とし、新居住地を新在勤地とみなして第二十五條第二項第一号の規定に準じて計算した額による。

3 第一項第三号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地とし、新居住地を新在勤地とみなして第二十五條第二項第一号の規定に準じて計算した額による。

4 第二十五條第二項の規定は、前二項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(支度料)

第三十九條 支度料の額は、目的地の存する地域の区分及び旅行期間に應じた別表第二の定額による。

2 外国に赴任又は出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(死亡手当)

第四條 死亡手当の額は、第三條第二項第五号の規定に該当する場合合には死亡地の区分に應じた別表第二の定額により、同項第七号の規定に該当する場合合にはその定額の二分の一に相当する額による。

2 職員が第三條第二項第五号の規定に該当し、且つ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、左の各号に規定する額による。

一 職員が出張中に死亡した場合合には、当該職員の本邦における所屬庁各庁の長の在勤官署をいう。以下同じ。所在地(所屬庁がない場合には、東京都。以下同じ)を旧在勤地とみなして第三十條第一項第一号の規定に準じて計算した旅費の額

二 職員が赴任中に死亡した場合合には、当該職員の本邦における所屬庁所在地を新在勤地とみなして第三十條第一項第二号の規定に準じて計算した旅費の額

3 外国に赴任又は出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

2 配偶者が第三十八條第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合合には、職員が死亡したものと同みなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

4 第三十條第三項の規定は、第三條第二項第五号の規定に該当する場合合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第四十一條 第六條第十五項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、そのつど各庁の長が大蔵大臣に協議して定める。但し、その額は、当該旅行手当の性質に應じ、第六條第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第四十二條 第二十七條(日額旅費及び移転料に関する部分を除く。)の規定は、外国の在勤地内における旅行の旅費について準用する。

この場合において、同條第一号及び第二号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、同條第三号中「第二十八條第一項各号の一」とあるのは「第四十三條において準用する第二十八條第一項第一号又は第二号の規定」と読み替えるものとする。

第四十三條 第二十八條第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は、外国の在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について準用する。この場合において、同條第一項第一号中「第十六條、第十七條又は第十九條」とあるのは、「第三十二條、第三十三條又は第三十四條第二項」と読み替えるものとする。

(退職者等の旅費)

第四十四條 第三條第二項第四号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 外国に赴任又は出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

二 職員が第三十八條第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合合には、職員が死亡したものと同みなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

三 外国に赴任又は出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(退職者等の旅費)

第四十五條 第三條第二項第五号の規定に該当する場合合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第四十六條 第三條第二項第四号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 外国に赴任又は出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

二 職員が第三十八條第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合合には、職員が死亡したものと同みなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

三 外国に赴任又は出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(退職者等の旅費)

第四十七條 第三條第二項第五号の規定に該当する場合合において第一項又は第二項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(退職者等の旅費)

第四十八條 第三條第二項第四号の規定により支給する旅費は、左の各号に規定する旅費とする。

一 外国に赴任又は出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

二 職員が第三十八條第一項第二号の規定に該当する旅行中に死亡した場合合には、職員が死亡したものと同みなして前項第二号の規定に準じて計算した額の二分の一に相当する額

三 外国に赴任又は出張を命ぜられた者が過去において支度料の支給を受けたことがある者である場合には、その者に対し支給する支度料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その赴任又は出張を命ぜられた日から起算して過去一年以内に支給を受けた支度料の合計額を差し引いた額の範囲内の額による。

(退職者等の旅費)

た日を退職等を知つた日とみなして第一号の規定に準じて計算した旅費

五 外国在勤の職員が第二号又は第三号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費の外、旧在勤地から旧所屬庁所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（前後手当てに相当する部分を除く。）

2 各庁の長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第一号、第三号又は第四号に規定する期間を延長することができる。

3 第一項第二号から第四号までの規定に該当する場合を除く外、職員が外国旅行の途中において退職等となつた場合において第三條第二項第四号の規定により支給する旅費は、前二項の規定に準じ大蔵省令で定める。

（遺族の旅費）

第四十五條 第三條第二項第六号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から旧所屬庁所在地までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（前後手当てに相当する部分を除く。）並びに旧所屬庁所在地を居住地とみなして第三十條第四項の規定に準じて計算した旅費とする。

第四章 雜則

（旅費の調整）

第四十六條 各庁の長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他この法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合に不当に旅行の実費をこえて旅費を支給することとなる場合においてはその実費をこえることとなる部分の旅費について、旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

2 各庁の長は、前項の規定の統一ある適用を図るために、大蔵大臣に協議して同項の規定を適用する場合に関する部内の統一的な基準を作成するものとし、各庁の長が旅費の全部又は一部を支給しないこととする場合には、当該基準によるものとする。

（旅費の特例）

第四十七條 各庁の長は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法（昭和二十二年法律第九号）第四十七條の規定に該当する事由がある場合において、この法律の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの法律の規定により支給する旅費が労働基準法第十五條第三項若しくは第六十八條又は船員法第三十八條の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に

対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 各庁の長は、国家公務員法第五十九條に規定する條件附採用期間中の職員がその條件附採用期間中にその意を反して退職となつた場合において、退職の通達を受けた日から十四日以内に出発して帰住するときは、第三十條第四項の規定に準じて計算した前職務相当の旅費を支給するものとする。

（実施規定）

第四十八條 この法律の実施のために手続その他その執行について必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日以後の施行から適用する。但し、第四條、第五條及び第十三條の規定は、昭和二十五年五月一日以後出発する旅行から適用し、附則第八項及び第九項の規定は、昭和二十四年度以後に出張又は赴任を命ぜられた者の旅行から適用する。

2 左に掲げる勅令は、廃止する。

内国旅費規則（昭和十八年勅令第六百八十四号）
外国旅費規則（大正十年勅令第四百一号）
南洋群島關東州滿洲旅費規則（大正十年勅令第四百二二号）
昭和二十五年三月三十一日以前

3 昭和二十五年三月三十一日以前

の旅行については、附則第八項及び第九項に規定する事項を除く外、なお従前の例による。

4 別表第三に掲げる者に支給する車賃、日当、食卓料、宿泊料、移転料、支度料及び死亡手当の定額は、当分の間、本則の規定にかかわらず、別表第一及び第二の定額に別表第三の増減率を乗じて計算した額による。

5 外国旅行については、入出国税、旅行券の査証手数料、外貨の買入手数料、携帶荷物の運賃等旅行に伴う附随的費用及び旅行中の予測しがたい費用に充てるため、当分の間、第六條に規定する旅費の外、大蔵大臣の定めが基準に従い、七万五千六百円の範囲内の金額を旅費として支給する。

6 前項の規定による旅費を支給することができない間は、当該旅費の額の三分の二に相当する額を、第三十八條第二項第一号又は第二号に規定する扶養親族移転料の額に加算する。

7 外国旅行については、特別の調査、通訳の雇用、事務の依頼等公務上の必要に因り特に支出を必要とする特別の費用に充てるため、当分の間、第六條及び前二項の規定による旅費の外、旅行日数一日について千八十円の割合で計算した金額の範囲内で各庁の長が大蔵大臣に協議して定める金額を、旅費として支給することができる。

8 本邦から外国に出張又は赴任を命ぜられた者が、二会計年度にわたつて外国旅行をする場合における旅費は、当分の間、その出張又は赴任を命ぜられた日の属する会計年度の歳出予算から概算で支出することができる。

9 前項の規定により支出した旅費の精算に因つて生ずる返納金又は追給金は、その精算を行つた日の属する会計年度の歳入又は歳出とする。

10 国会閉会中において、外国為替相場の変動、物価の改訂等の事由により緊急に旅費の定額を改訂する必要があるときは、最近の国会においてこの法律が改正されるまでの間、政令をもつて臨時に旅費の定額を改訂することができる。

11 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「労働基準法（同法第二十條及び第二十一條を除く。）又は船員法（同法第四十六條を除く。）」を「労働基準法（同法第十五條第三項、第二十條、第二十一條及び第六十八條の規定を除く。）又は船員法（同法第四十六條から第四十八條までの規定を除く。）」に改める。

別表第一 内国旅行の旅費

車賃（一キロメートルにつき）	日当（一日につき）	宿泊料（一夜につき）	
		甲 地方	乙 地方
三円	一六〇円	八〇〇円	六四〇円

食卓料(一夜につき)	
鉄道百キロメートル未満	八、〇〇〇円
鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	一〇、五〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	一四、五〇〇円
鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	一九、〇〇〇円
鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	二三、〇〇〇円
鉄道二千キロメートル以上	二九、五〇〇円

備考

一 宿泊料の項中甲地方とは一般職の職員に關する法律第十二條の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとする。

二 移転料の項の適用については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

別表第二 外国旅行の旅費
一日当及び宿泊料

地域区分	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)
アメリカ合衆国	九〇〇円	二、七〇〇円
アルゼンチン国	七二〇円	二、一六〇円
ブラジル国	九〇〇円	二、七〇〇円
グレート・ブリテン国	九〇〇円	二、七〇〇円
フランス国	九〇〇円	二、七〇〇円
スイス国	九〇〇円	二、七〇〇円
イタリア国	九〇〇円	二、七〇〇円
インド国	九〇〇円	二、七〇〇円
セイロン	九〇〇円	二、七〇〇円
ビルマ国	九〇〇円	二、七〇〇円
タイ国	七二〇円	二、一六〇円
マレー	九〇〇円	二、七〇〇円

印度支那	九〇〇円	二、七〇〇円
インドネシア	七二〇円	二、一六〇円
フィリピン国	一、二六〇円	三、七八〇円
香港	九〇〇円	二、七〇〇円
中華民国	九〇〇円	二、七〇〇円
台湾	七二〇円	二、一六〇円
朝鮮	五四〇円	一、六二〇円
その他の地域	前各号に準じ、大蔵大臣の定める額	同上

備考

船舶又は航空機による旅行(地域区分の欄に掲げる一の地域内における旅行を除く。)の場合における日当の額は、一日につき九〇〇円とする。

二 食卓料、移転料、支度料及び死亡手当

食卓料(一夜につき)	
鉄道百キロメートル未満	一、八〇〇円
鉄道百キロメートル以上五百キロメートル未満	一六、〇〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満	二一、〇〇〇円
鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満	二九、〇〇〇円
鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満	三八、〇〇〇円
鉄道二千キロメートル以上	四六、〇〇〇円
移転料	五九、〇〇〇円

支度料	
甲地方	五三、九〇〇円
旅行期間一月未満	六五、四五〇円
旅行期間一月以上三月未満	七七、〇〇〇円
旅行期間三月以上	四五、九〇〇円
乙地方	五五、七〇〇円
旅行期間一月未満	六五、四五〇円
旅行期間一月以上三月未満	二一、六〇〇円
旅行期間三月以上	二六、二〇〇円
丙地方	
旅行期間一月未満	
旅行期間一月以上三月未満	

旅行期間三月以上	
甲地方	三〇、八〇〇円
乙地方	二〇〇、〇〇〇円
丙地方	一七〇、〇〇〇円
死亡手当	八〇、〇〇〇円

備考

一 支度料及び死亡手当の項中甲地方とは南アメリカ、北アメリカ、ヨーロッパ及びオーストラリア、丙地方とは朝鮮、台湾及び樺太、乙地方とは甲地方及び丙地方以外の地域（本邦を除く。）をいう。船舶による旅行中に死亡した場合には、丙地方において死亡したものとし、航空機による旅行中に死亡した場合には、目的地の存する地域において死亡したものとする。

二 移転料の項の適用については、水路一キロメートル、陸路四分の一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなす。

別表第三 旅費定額の割増率

一 内国旅行の旅費定額の割増率

○水田政府委員 ただいま議題となりました国家公務員等の旅費に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず本法律案を立案いたしました実体的な理由を申し上げますと、第一に、国家公務員等の旅費定額の改訂を行う必要があることとあります。すなわち内国旅行の旅費につきましては、昭和二十三年七月にその全面的改訂を行った後は、本年一月に鉄道貨物運賃の値上げに伴う移転料定額の改訂を行つただけで、その他の旅費は当時の定額のままです。置かれていたものであります。最近の宿泊料金等の実情から見ますと、宿泊料、日当及び食卓料については、ある程度の定額引上げを必要とする状況に立ち至つてゐるので

あります。また外国旅行の旅費につきましても、昭和十八年八月に定額改訂が行われたままで今日に及んでゐるのであります。最近国庫の負担による海外旅行者が漸増して参りましたので、現状に即するよう、全面的に定額を改訂する緊急の必要が生じて参つたのであります。

理由の第二は、現行の国家公務員等の旅行に関する手続に所要の改正を加へようとするのであります。すなわち現行の旅費制度の基礎法規である内国旅費規則及び外国旅費規則におきましては、旅費支給の原因となる旅行命令や、旅費の請求手続等に関する事項についての規定が、不明確であるうらみがあるものであります。従いましてこの際、旅費支給をより適正にするため、旅行命令等に関する規定を設けると

もに、その他の点につきましても必要な改正を加へることとしたのであります。

以上の理由に基づき旅費定額の改訂及び旅費に関する規則の改正を行う必要があるものであります。しかして従来これらの事項に關しましては、内国旅費規則及び外国旅費規則に基づいて、適法な処置がとられて来たのであります。これは新憲法に基づく新たな旅費法律が制定されるまでの過渡的な措置でありまして、本来は法律に規定するを適當とする事項でありますので、今回の改正を機として、国家公務員等の旅費に關して、全般的な規定を定めた本法律案を提出いたしました次第であります。

次に本法律案の要旨の概要を御説明申し上げます。

二 外国旅行の旅費定額の割増率

内閣総理大臣等	内閣総理大臣及び最高裁判所長官
十五級の職務にある者	その他の者
十四級の職務にある者	
十三級の職務にある者	
十二級の職務にある者	
十一級の職務にある者	
十級の職務にある者	
九級の職務にある者	
八級の職務にある者	
十一級から十五級までの職務にある者	

内閣総理大臣等	十二割
十五級の職務にある者	一〇割
十四級の職務にある者	八割
十三級の職務にある者	七割
十二級の職務にある者	六割
十一級の職務にある者	五割
十級の職務にある者	四割
九級の職務にある者	三割
八級の職務にある者	二割
十一級から十五級までの職務にある者	一割

第一に、従来の内国旅費規則及び外国旅費規則には重複規定が多く、特に別建とする理由もありませんので、本法律案では両者を統合いたしました。内国旅行の旅費と外国旅行の旅費とをあわせ規定することとした。第二に、旅費を支給すべき場合、旅費の支給条件及び計算方法等に関する事項につきましては、おおむね従来の規則のやり方を踏襲することとした。したが、新たに旅費の請求手続に関する規定を設け、旅行は電信電話等の連絡手段では公務の円滑な遂行をはかることができない場合に限り、かつ予算の範囲内でのみ発令できることを、さらに明らかにいたしました。

第三に、旅費の額につきましては、前に申し述べました理由により定額の改訂を行つてゐるのであります。まず内国旅行の旅費については、従来における日当百二十円を百六十円に、宿泊料甲地六百円を八百円に、乙地四百八十円を六百四十円に、食卓料百二十円を百六十円にとそれ〆三割程度の引上げを行うこととした。また海外旅行につきましては、海外の実情がますます的確に把握できない現状にありますので、連合国軍最高司令官部職員の旅費定額、及びガリオア資金による海外旅行者の旅費支給基準等を参考といたしまして、全面的に定額の改訂を行ふこととした。なおこの定額改訂に伴う所要経費の増加は、これがため特に予算措置を講ずることなく、既定予算の範囲内でまかなうこととしたのであります。

第四に、旅費定額が旅行実費を越え

昭和二十五年五月十七日印刷

昭和二十五年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所